

美馬小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめは決して許されない

教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、互いの人権を尊重しあえる態度を養うこと。

(2) 連携して取り組む

特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応すること。また、普段から学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、児童の悩みや相談を受け止められるようにすること。必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用できる教育相談体制を整備すること。

(3) 未然防止

道徳教育や人権教育を充実し、いじめを許さない態度を培っていくこと。いじめを隠したり軽視したりせず、いじめは常に起こりうるという認識のもと、兆候がみられた段階で、いじめではないかと疑いをもって、複数の教職員で早期からの確に関わり対応し、解決に向けて努力すること。

(4) 早期発見・早期対応

いじめにつながるような事象や人権を侵害するような言動がみられた場合、速やかに校長を最高責任者とした組織で対応し、被害児童を守り通す立場を明確にするとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導すること。

(5) 必要に応じて関係機関と適切な連携を図ること

いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築すること。

「いじめ防止対策推進法」

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織を活用して行う。

さらに、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮やいじめを受けた児童の意向への配慮の上で、早期

に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる

具体的ないじめの態様（例）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）

（1）組織の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主事、養護教諭、学年主任、学級担任、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター等により、学校いじめ対策組織を構成し、実効性のある組織運営を行う。あわせて、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、児童と関係の深い教職員等も加える。

また、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

（2）組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく具体的な方策を盛り込んだ年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 児童や保護者、教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受けるとともに、学校としての対応を立案する。
- ③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。

3 教育相談体制

- （1）教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努めることで、孤立して悩みを一人で抱え込むことがないようにする。
- （2）児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ずいじめの被害者を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- （3）電話による連絡はもとより、教員と児童、保護者の一人一人を結ぶ連絡帳での通信や、必要に応じて家庭訪問や個人懇談を実施する中で、児童はもちろん、保

護者も悩みを相談しやすい体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。

- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用できる教育相談体制を整備するとともに、医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用できるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 各学級での指導はもとより、朝会や集会活動など学校教育全体を通じて「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を児童一人一人に徹底する。
- ② 道徳教育や人権教育の充実、読書活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、心の豊かな児童を育成する。
- ③ 全ての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書など趣味でストレスを発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処する力を育む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるように努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を積極的に設ける。
- ⑦ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、決して許されない行為であることを明確に指導する。
- ⑧ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底する。さらに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。
- ⑨ 児童会活動において、いじめ防止子ども委員会を中心とする児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑩ 児童の言葉や態度及び遊びなどに注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑪ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画を公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。
- ② 家庭や地域社会に学校の取組を発信し、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- (3) 全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を毎月実施することに加え、「個別面談」、「日記や連絡帳」の記述等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、各学級担任はいじめの可能性がみられる段階で管理職に報告する。
- (4) いじめの把握にあたっては、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーターなどとの連携に努める。
特に、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡をとる。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 「いじめの防止等の対策のための組織」において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針

を決定する。

- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた児童、保護者への支援

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬくことを職員の間で確認する。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずる。
- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

(3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童を守る観点から、場合によっては別教室等での学習を行わせるなど、必要な対応をとる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 他の児童への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ いじめ防止子ども委員会を中心とする児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じていじめた児童に対して出席停止措置の適用を申請する。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとる。

- ② 児童・生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに美馬警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③ いじめが発生した際、当該行為が犯罪行為（触法行為を含む）に該当するか否か、判断することが困難な場合は、早期に警察に相談し、連携して対応する。
- ④ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。
- ⑤ 学校だけでは解決が困難な事案については、法律の専門家である弁護士（スクールロイヤー）に相談し、指導・助言を求める。

7 いじめが解消している状態

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされ、「解消している」状態であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ・いじめに係る行為が止んでいること

その期間は、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校いじめ対策組織の判断で、より長期な期間を設定することができる。

- ・いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童・生徒本人及びその保護者に対して面談等を実施し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認をする。

8 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、年に一度以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

9 重大事態への対処

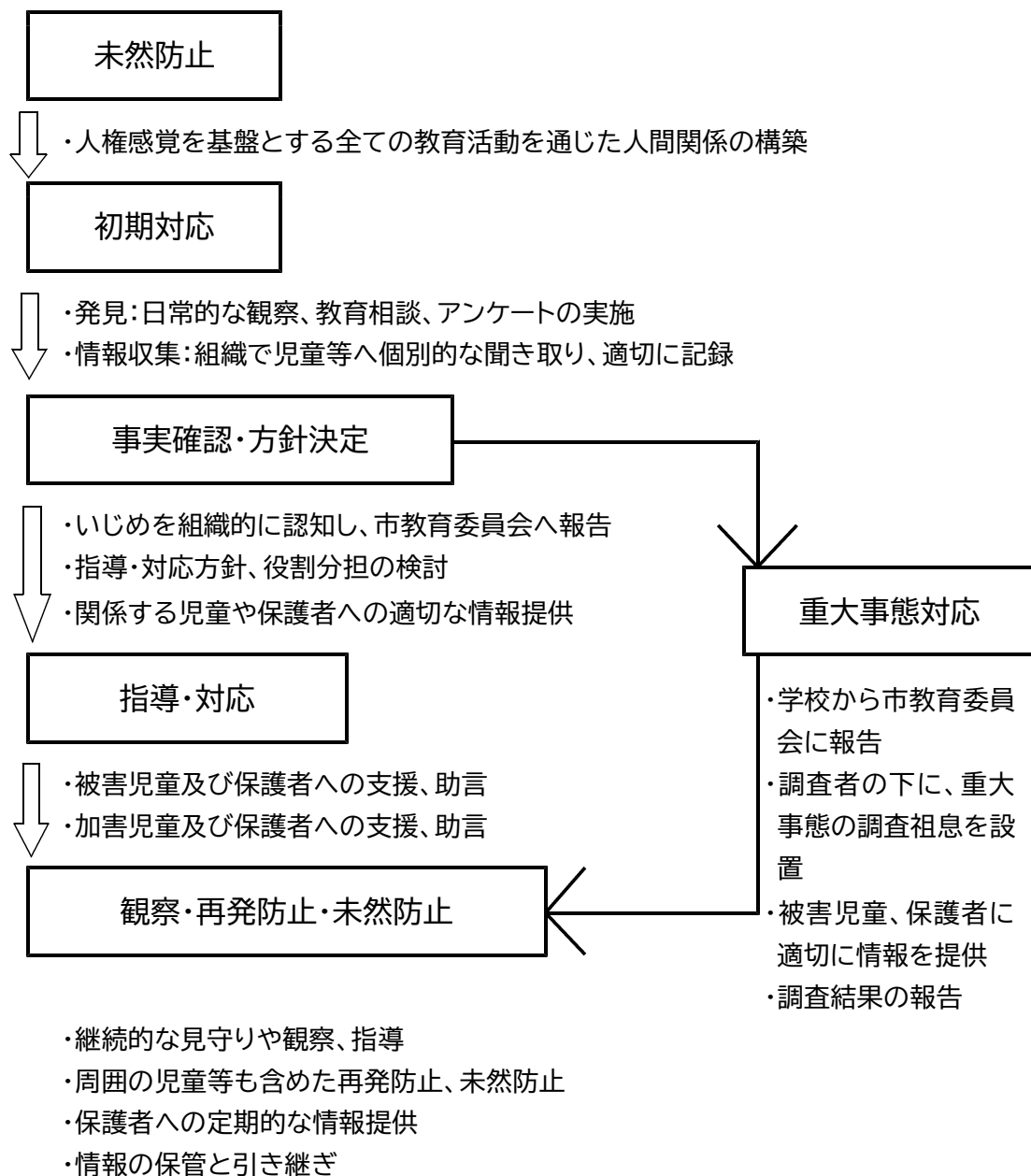
いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに、市町村教育委員会と連携して対処する。

10 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取組を評価する。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。

- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

◎いじめ対応の流れ



令和8年4月改定